

放射性物質汚染対処特措法に関する Q&A（第 1 版）

< 汚染状況調査方法関係 >

	質問	回答
1	測定の際、（放射能濃度の）検出下限値に関する基準はあるか。	検出下限値について目安を設定することは考えていない。
2	当浄水施設では、浄水発生土を保管している。当初発生していた 3 万 Bq/kg を超えるものと、現在発生する 2,000Bq/kg 程度のものが混同しているが、これはどのように測定すれば良いのか。	おおむね同じ性状であるものを 1 調査単位として調査をしていただくことになる。ただし、判断が難しい場合には、個別にご相談いただきたい。
3	市町村や民間企業が測定した場合、（県を通さず）直接地方環境事務所に結果を報告することになるのか。また、報告は調査ごとに行うのか。	法第 16 条の報告については、施設の管理者から直接ご報告いただくことになる。また、ガイドライン・環境省ホームページに示す報告の様式により、調査単位ごとに、施設の管理者から報告いただくことになる。法第 18 条の申請も、調査単位ごとに、廃棄物の占有者から直接ご報告いただくことになる。
4	調査報告は、毎月一回、ということになるのか。	廃棄物が生じた月の翌月の末日までに報告をいただくことになっている。ただし、廃棄物が 1 ヶ月以上発生しない場合は、発生するまでの間、調査を必要としない。 なお、廃棄物が連続的に生じる場合は 1 月に 1 回以上の報告を行うことが望ましい。
5	測定結果が出るまでの間、保管することは不可能。過去のデータから判断して処分を進めても良いか。	過去のデータなどをもとに、8,000Bq/kg 以下であることが明らか場合は、施設管理者で判断して処分することは可能である。

6	工業用水道施設について、天日乾燥を行っている場合、どのタイミングで測定するのか。 1年に1回しか排出しないが、年に1回の報告でいいのか。	天日乾燥後、搬出する状態で測定していただくことになる。1年に1回しか排出しない場合、調査は、1年に1回で構わない。
7	焼却施設から排出されるスラグは測定する必要があるのか。また、焼却施設から排出される他のものはどうか。	スラグの測定は必要である。 他の廃棄物については、ばいじん又は燃え殻に該当するものは測定が必要である。
8	ばいじんを薬剤処理やセメント固化した後に排出しているが、測定は処理前後のどちらで行うべきか。	処理後の搬出する状態で測定を行う。
9	放射能測定について分析会社に依頼を行わず、自社で測定することは可能か。	汚染状況調査方法ガイドラインの方法に従えば自社測定も可能。

<調査義務の免除等関係>

	質問	回答
10	焼却施設については、測定義務が免除された場合、特別の維持管理基準も同時に外れるのか。	その通り。ただし、特定一般廃棄物、特定産業廃棄物を処理する場合、それらの施設は特定一般廃棄物処理施設、特定産業廃棄物処理施設に該当することとなり、特別の維持管理基準も適用されるので、ご留意いただきたい。
11	調査義務の免除の要件は6,400 Bq/kg以下が3箇月以上または、800 Bq/kg以下、というものとなるのか。	調査義務の免除の要件について、詳しくはガイドライン・環境省ホームページをご覧ください。
12	調査義務が免除される「一定期間」とはどれくらいの期間か。	基本的には期限を設けることは想定していない。なお、具体的な免除の内容については、確認通知書の中でお示しする。
13	免除の申請には過去のデータは使えるのか？	使用可能である。申請方法について、詳しくはガイドライン・環境省ホームページをご覧ください。
14	免除してもらうにはどのような手続きが必要なのか。報告とは別に申請	法第16条に基づく調査の報告とは別に、ガイドライン・環境省ホームペー

	<p>が必要なのか</p>	<p>ジに掲載している免除申請用の様式例を参考に申請をしていただく。その申請書を地方環境事務所において審査した上で、確認書をお送りする。</p>
--	---------------	--

<保管関係>

15	<p>8,000Bq/kg を超える稲わらを市の保有地に一時埋却しているが、1月以降はこれらのものについても、保管基準がかかるのか。</p>	<p>指定廃棄物としての指定された後に保管基準が適用される。また、周辺への環境に影響を及ぼさない等の保管基準の趣旨に合致する保管方法であれば、すでに埋設しているものを掘削する必要はない。</p>
16	<p>8000Bq/kg を超える廃棄物を施設で保管している。狭いので、8000Bq/kg を下回る廃棄物の上に積んでいる。混合禁止規定に差し支えないか。</p>	<p>フレキシブルコンテナバッグ等容器に収納するなどし、明確に区分できる状態であれば良い。</p>
17	<p>調査結果が出るまで保管しろというのは困難であり、低い濃度であることが明らかなものは処理しても良いのではないか。</p>	<p>8,000Bq/kg を超える可能性があるものは保管する必要がある。ただし、これまで測定してきた経験上、8,000Bq/kg を下回っていることが確実と判断できるのであれば、事業者の判断で排出しても差し支えない。</p>
18	<p>指定廃棄物となる前の廃棄物の保管に適用される基準は何か。また、保管場所の変更の際に、適用される収集運搬の基準は何か。</p>	<p>廃棄物処理法の基準が適用される。なお、指定廃棄物となる前の廃棄物が特定一般廃棄物、特定産業廃棄物に該当する場合は、廃棄物処理法の処理基準に加え、特別措置法の上乗せ基準が適用される。なお、上乗せ基準の詳細は特定一般廃棄物・特定産業廃棄物関係ガイドラインをご覧ください。</p>
19	<p>指定廃棄物を保管場所の変更のための収集運搬する場合には、どのような基準が適用されるのか？また収集運搬後の保管に適用される基準は何か。</p>	<p>収集運搬には、特定廃棄物の基準が適用される。運搬後の指定廃棄物を国に引き渡すまでの間保管する場合には、引き続き指定廃棄物の保管基準が適用される。</p>

< 特定一般廃棄物・特定産業廃棄物処理基準 >

	質問	回答
20	特定一般廃棄物・特定産業廃棄物を発生場所で保管する場合に適用される上乗せ基準はあるのか。	特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の発生場所での保管に適用される上乗せ基準はない。
21	特定一般廃棄物である主灰、飛灰を混合で埋め立てる場合には、ばいじんの埋立基準が適用されるのか。	飛灰が含まれている場合は、ばいじんの埋立て基準が適用される。
22	放射性物質の溶出が検出されない特定一般廃棄物の埋立てについて、土壌層の設置を不要とする規定があるが、その検出下限値はどうか。	測定条件により左右されるため、固定的な検出下限値は定めていないが、ガイドラインに沿った測定方法を使用し、検出できない場合を想定している。
23	特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の最終処分場の廃止、跡地利用制限の規定はないのか。	最終処分場の廃止、跡地利用は今後の検討課題であり、施行規則では規定を置いていない。

< 特定一般廃棄物・特定産業廃棄物維持管理基準 >

	質問	回答
24	受け入れる特定産業廃棄物が少量でも、維持管理基準は適用されるのか。	適用される。
25	特定産業廃棄物を処理した月と、処理しなかった月がある場合、（特定産業廃棄物処理施設の要件に該当しない場合）排ガス、放流水の測定義務はどうなるのか。	特定産業廃棄物処理施設の要件に該当しない場合には、維持管理基準は適用されないため、測定の必要はない。
26	特定一般廃棄物処理施設である焼却施設の施設内に焼却炉が2炉ある場合に、排ガスの測定は、2炉の焼却炉それぞれで行わなければならないか。	2炉の焼却炉の排出口が独立して存在するなら、それぞれについて排ガスの測定を行う必要がある。